



秋の安全なまちづくり

県民運動

2019年
10/11(金)~10/20(日)

住宅を対象とした侵入盗の防止



自動車盗の防止



特殊詐欺の被害防止



子供と女性の犯罪被害防止



暴力追放運動の推進



秋の安全なまちづくり県民運動

運動期間 2019年10月11日(金)～10月20日(日)

愛知県
安全なまちづくり
スローガン

犯罪に
あわない

犯罪を
起こさせない

犯罪を
見逃さない

運動の重点

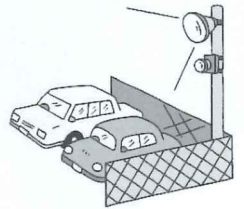
○住宅を対象とした侵入盗の防止【年間取組事項】

- ・短時間の外出・在宅中・就寝中を問わず、窓やドアのカギをかけましょう。
- ・窓やドアはツーロックにしましょう。窓には補助錠を取り付けましょう。
- ・留守がわからないように、新聞や郵便物、洗濯物を放置せず、夕方の外出時は門灯や室内灯をつけておきましょう。
- ・SNS上で、「旅行中」などの留守と分かるような発信は控えましょう。
- ・防犯性能の高い「CP 建物部品」等や、防犯カメラ等の防犯設備を活用しましょう。
- ・不審者を寄せ付けないよう、地域ぐるみで「あいさつ、声かけ」運動を広げましょう。
- ・全身黒ずくめで目出し帽をかぶっていたり、他人の家を覗き込んでいたりするような不審者や、同じところを何度も通行する不審車両を見かけたときは、警察に通報しましょう。



○自動車盗の防止

- ・車両から離れるときは、短時間であっても「キーを抜く」「ドアロックをする」を徹底しましょう。
- ・車両には、ハンドル固定装置、ナンバープレート盗難防止ネジ、タイヤロック等の複数の盗難防止装置を取り付けると効果的です。また、リレーアタックには、「金属の缶にスマートキーを入れる」「スマートキーを節電モードにする」など、スマートキーの電波を遮断する対策が有効です。
- ・照明や防犯カメラなどの防犯対策がとられた駐車場を選びましょう。



○特殊詐欺の被害防止

- ・キャッシュカードの暗証番号を第三者に伝えたり、カードを渡したりしないようにしましょう。
- ・ATMで保険料や医療費等の還付金の返還手続きをすることは絶対にありません。
- ・子供や孫と名乗る人物から今までと違う電話番号を教えられたら、必ず変更前の番号にかけて確認するなど、正しい連絡先を自分で調べる習慣を持ちましょう。
- ・お金の要求には、「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」「郵送等しない」を徹底しましょう。
- ・有料サイトの利用料等を請求するメールや「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」等と題するハガキに記載された連絡先には、絶対に電話をしないようにしましょう。
- ・言葉巧みな犯人と会話をしないですむように、在宅時でも常時留守番電話に設定したり、被害防止機能付き電話機等の被害防止機器を活用したりしましょう。
- ・電話の近くに連絡表（相談する家族や警察署の電話番号）を貼っておきましょう。



○子供と女性の犯罪被害防止

- ・子供を1人で遊ばせないようにしましょう。
- ・防犯ブザーや笛（ホイッスル）を携帯し、常に使える状態にしておきましょう。
- ・女性の一人暮らしを悟られないようにしましょう。
- ・なるべく人通りが多い明るい道を通りましょう。
- ・スマートフォン等を操作しながら歩くことは、交通事故のリスクが高まることはもとより、不審者等の接近に気付くのが遅れるのでやめましょう。



○暴力追放運動の推進

暴力団追放「三ない運動」+1（プラスワン）

+1

暴力団を
利用しない

暴力団を
恐れしない

暴力団に
金を出さない

暴力団と
交際しない

